

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

厚生年金 事案 4905 (事案 1736 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年2月15日まで
② 昭和29年2月15日から33年4月1日まで

先の申立てに対して、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、私は脱退手当金を受給した記憶が無く、通知の内容には納得できないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがかげえないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和56年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さがかげえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、通知の内容には納得できず、脱退手当金を受給した記憶が無いので記録を訂正してほしいとして再度申立てを行っているが、申

立内容は、前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

なお、年金事務所が申立人から受けた年金相談をきっかけに、申立人の年金記録について再度調査した結果、申立期間より前に申立人の年金記録に未統合となっている厚生年金保険被保険者期間が発見されたところである。当該期間については、申立人に係る年金の再裁定が行われるまでは、脱退手当金に係る未請求の期間となっていたが、当該期間は申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことが確認できる上、申立人は「当時は、当該期間において厚生年金保険に加入していたという認識は無かった。」と供述していることを踏まえると、当該期間に係る脱退手当金が未請求となっていたことに不自然さはいかたがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。